

令和元年 9 月市議会建設水道委員会資料

第 120 号議案

長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例の改正概要	1
(1) 改正理由・内容	
(2) 施行期日	
2 関係法令（水道法施行令）	2
3 長崎市水道事業給水条例 新旧対照表	3

上 下 水 道 局

令 和 元 年 9 月



1 条例の改正概要

(1) 改正理由・内容

水道法改正に伴う水道法施行令改正により、同施行令第5条を引用している長崎市水道事業給水条例中の関係条文の整理をしようとするもの。

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

水道法施行令が改正され、第5条「給水装置の構造及び材質の基準」が第6条に繰り下げられた。(平成31年4月17日公布、令和元年10月1日施行)

長崎市水道事業給水条例

第39条(給水装置の基準違反に対する措置)において、水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」を引用している。



長崎市水道事業給水条例第39条中の「第5条」を「第6条」に改めるもの。

(2) 施行期日

令和元年10月1日

2 関係法令（水道法施行令）

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>(給水装置の構造及び材質の基準)</p> <p>第五条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <p>一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。</p> <p>二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</p> <p>三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</p> <p>四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。</p> <p>五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。</p> <p>六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。</p> <p>七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>(法第十一条第二項に規定する給水人口の基準)</p> <p>第四条 法第十一条第二項に規定する政令で定める基準は、給水人口が五千人であることとする。</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>(給水装置の構造及び材質の基準)</p> <p>第六条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。</p> <p>一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。</p> <p>二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。</p> <p>三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。</p> <p>四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。</p> <p>五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。</p> <p>六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。</p> <p>七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること。</p> <p>2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。</p>

3 長崎市水道事業給水条例 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 管理者は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。) 第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、使用者等の給水の申込みを拒み、又は使用者等が当該給水装置をその基準に適合させるまでの間使用者等に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、使用者等の給水の申込みを拒み、又は使用者等に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令 第5条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 管理者は、給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。) 第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、使用者等の給水の申込みを拒み、又は使用者等が当該給水装置をその基準に適合させるまでの間使用者等に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、使用者等の給水の申込みを拒み、又は使用者等に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令 第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>